

## 1) IPC リフォームの背景

国際特許分類（IPC）は、特許文献のための国際的に統一した分類であり、特許庁の審査官、出願人、その他の利用者が特許文献を検索するための有効なサーチツールの確立を目的として利用されている。IPCは、「国際特許分類に関するストラスブール協定」（1971年調印、1975年10月7日発効）により、特許公報等に表示することが義務づけられている。IPCは、技術革新や文献数増大等に対処するために、WIPOの場においてIPC加盟各国からの提案に基づいて改定案を検討し、5年に一度の間隔で版改正が行われてきた。そしてIPC第7版が2000年1月1日に発効した。

しかしながら、IPCは、膨大な文献数を持つ大規模庁には、大まかすぎて実質的なサーチが困難である一方、文献数の少ない小規模庁には細かすぎて分類付与負担が大きいといった問題点があった。また、5年に一度の版改正では迅速化する技術の進展に適切に対応したサーチが困難であるとの指摘がなされていた。

このような状況の下、1999年3月のWIPO/IPC同盟専門家委員会（Committee of Experts of the IPC Union）においてIPCのリフォーム（改革）の検討開始が決定された。その結果、次のような新たな特徴を有するIPC第8版（2006）が2006年1月に発効した。

## 2) IPC 第8版（2006）の概要

IPC第7版における課題及びIPCリフォームの目的は次の通りである。

### ① 大規模庁及び小規模庁のニーズへの対応

IPC第7版は約7万分類項目からなるが、出願件数の多い大規模庁にとっては各分類項目に対する文献数が多くなりサーチを効率よく行うには必ずしも十分ではなかった。このため、日欧の特許庁等はそれぞれFI、ECLAなどIPCをさらに細展開した内部分類を独自に発達させており、例えば欧州特許庁に出願された文献をサーチしようとした場合ECLAに習熟する必要がある。一方、出願数の少ない小規模特許庁にとっては、IPCは分類項目数が多すぎて分類付与の負担が大きいという問題点があった。そこで、これら大規模庁及び小規模庁の相反する2つのニーズを満たすIPCにする必要があった。

### ② 迅速な改正

第7版までIPCは5年に一度改正されてきた。しかし、近年の一段と加速する技術の進展、これによる注目技術分野における急速な文献数の増大などに伴って迅速に改正を行いたいという要請に対処することができないことがより大きな課題となっていた。

つまり、IPC改正を迅速に行うことが可能となる手続き及び体制を整備する必要があった。

### ③ 付与ルール簡素化

IPCをより多くの国に使用してもらうためには、より分かり易いIPCであると共に分類付与のばらつきが少なく安定したIPCであることが望ましい。そのためには分類付与ルールを簡素化、明確化する必要があった。

このようなIPCにおける課題について議論がなされた結果、2006年1月からIPC第8版（2006）が発

効した。IPC 第 8 版 (2006) の特徴は次のとおりである。

(a) IPC の二分化

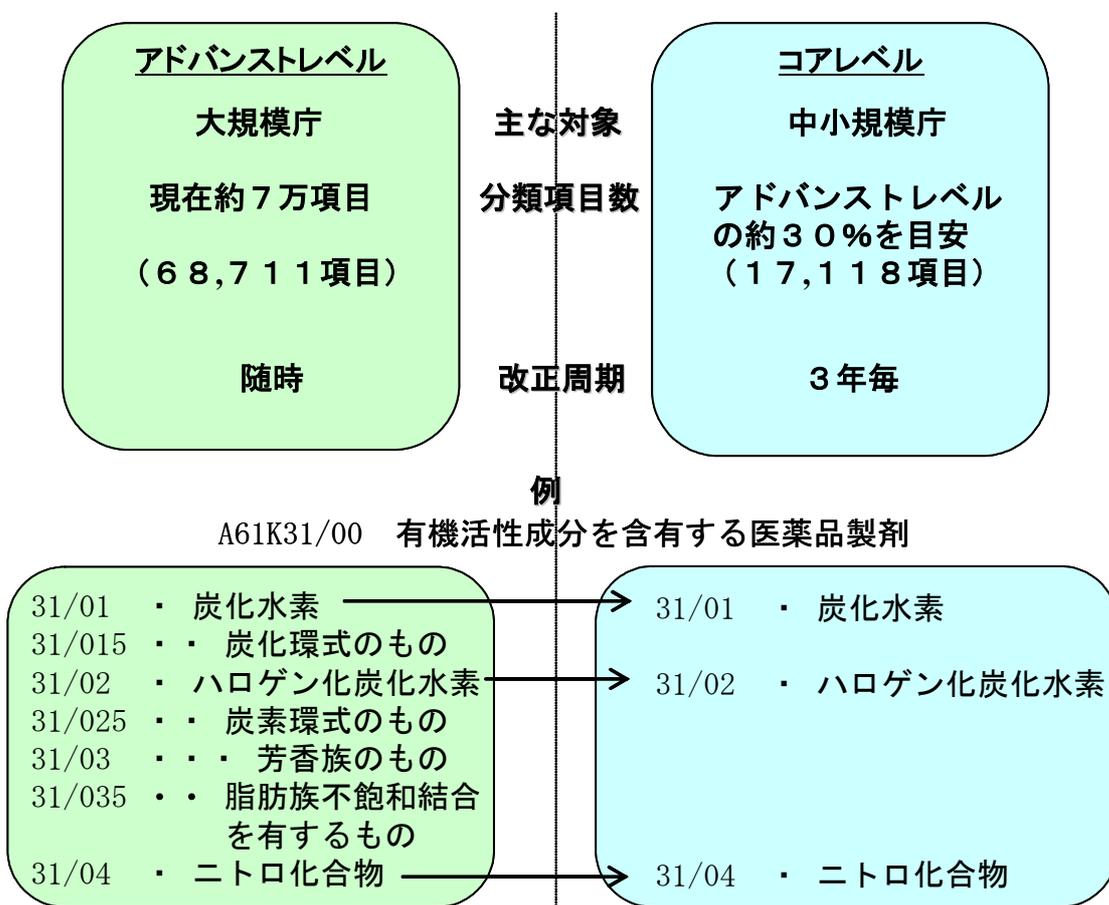
IPC 第 8 版 (2006) では、「アドバンスレベル」と「コアレベル」と呼ぶ二つのレベルに二分化された。

「アドバンスレベル」は、主に日本を含む大規模庁が付与する分類であり、技術の発展に柔軟に対応できるように改正を適宜可能としている。アドバンスレベルを改正するための組織として専門家委員会に特別小委員会 (Special Subcommittee of the Committee of Experts) を設けており、構成メンバーは PCT 最小限資料の再解析負担が全文献数の 20% を越える特許庁 (現在のところ、日本国特許庁、欧州特許庁 (EPO) 及び米国特許商標庁 (USPTO) が該当する (以下、この三庁を三極という)) と国際事務局である。アドバンスレベルの改正は、特別小委員会での承認後、当該分類改正に伴う再分類を経て発効する。

一方で「コアレベル」は、中小規模庁が付与し易い安定した分類とし、分類項目数はアドバンスレベルの 30% 程度に絞り込まれた大まかな分類である。コアレベルの改正は、IPC 第 7 版までと同様、WIPO/IPC 改正作業部会での採択、WIPO/IPC 同盟専門家委員会での承認により行われる。改正は 3 年毎にまとめて新しい版として発効することとされている (次回は 2009 年 1 月を予定)。

各分類項目のレベル分けは、ドット数等の階層によるのではなく、コアレベルがアドバンスレベルの約 30% を目安として分類項目毎に個別に設定されている。どの分類項目がコアレベルにも属しているか等の情報については WIPO から提供されている IPC 第 8 版 (2006) 分類表のインターネット版 (<http://www.wipo.int/classifications/ipc/ipc8/>) で参照可能である。

【アドバンスレベル、コアレベル】



#### (b) 既発行文献の最新版 IPC による再分類

IPC の公報への付与は、公報の発行時に有効な IPC を付与することにより行われており、IPC 第 7 版までは、IPC を用いたサーチは、サーチ対照となる公報の発行時に合わせて有効な版を選択して用いる必要があった。この点について、IPC 第 8 版(2006)以降では、PCT 最小限資料について最新版の IPC により既発行公報の再分類を行い、最新の IPC によるサーチを可能とすることとした。しかし、再分類は非常に大きな作業負担を伴うものであり、同じ技術内容の文献を複数の庁が重複して再分類することは効率的でない。そこで、全く同じ優先権主張を伴う出願群（シンプルファミリー）については、その出願内容もほぼ同じであると考えられることから、一つの庁のみが再分類を行うように文献を割り当てることとし、再分類の負担の無駄な重複を省くこととなった。日本は基本的に日本の文献を再分類することになるが、ファミリー文献については各庁で分担して再分類を行うことから、必ずしも日本で公開／公表されたすべての文献の再分類を負担するのではない。

各庁は、(c)で説明する MCD より提示された文献リストに従って再分類を行い、再分類結果データを MCD に送付する。

2005 年末までに発行された文献については、日本では先のファミリー文献による各庁の分担に関係なく、全文献について再分類データを作成し、2006 年 3 月頃に MCD に送付する予定である。この IPC 再分類データは、庁内のサーチシステムが保持している各文献に付与された最新の FI データからのコンコーダンス変換により生成する。なお、当該データについては整理標準化データとして(独)工業所有権情報・研修館から提供される予定である。

また、2006 年以降に発行される公報に付与された IPC 第 8 版のデータも整理標準化データとして提供予定である。

一方、IPC 第 8 版(2006)発効後の改正に伴って行う IPC 再分類は、MCD により指定された文献についてのみ行う。すなわち、改正に関係する全ての日本文献の IPC 再分類データを作成・送付するわけではない。このため、IPC 第 8 版(2006)発効後の改正に伴う再分類データを整理標準化データとして提供することは予定していない（日本に出願された全文献の最新の IPC による再分類結果は、MCD でのみ管理・保有されている。）。

なお、再分類結果に基づく公報の再発行は行わない。

#### (c) MCD (Master Classification Database) の構築

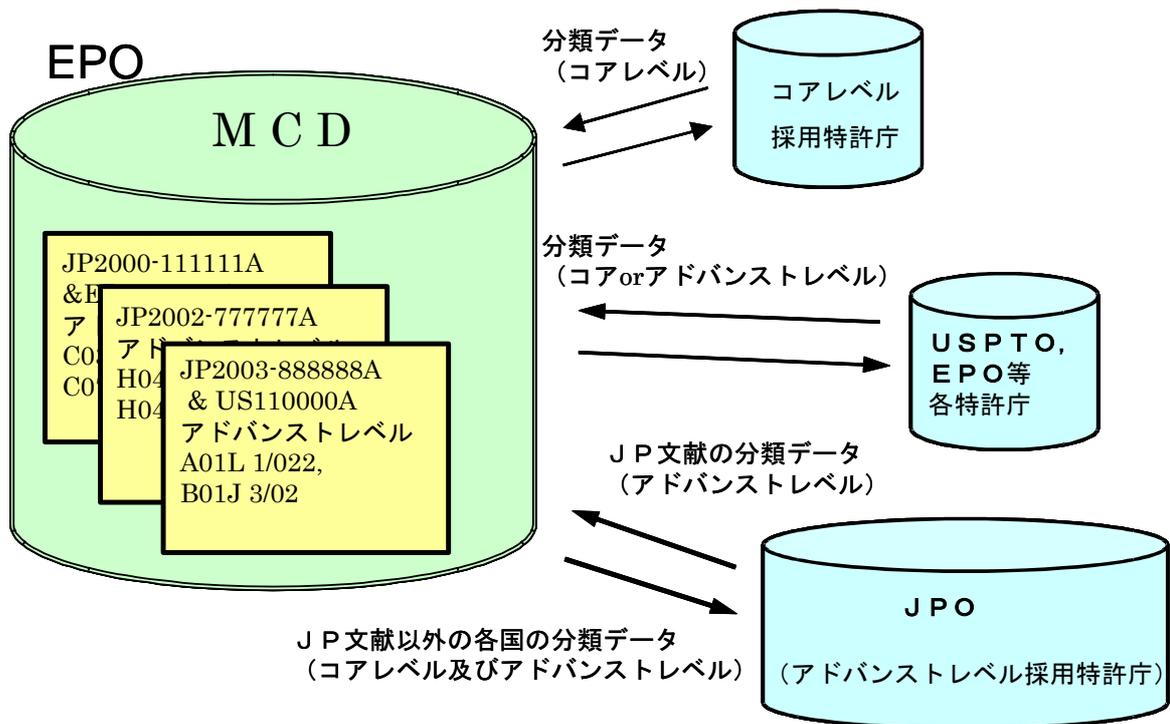
EPO において、IPC 同盟国の特許文献の分類情報を蓄積したデータベース (MCD) を構築し、データの一元管理を行う。具体的には、各庁は、自国に出願された特許文献に付与した IPC 及びそのバージョン、付与した日等の分類情報を MCD に送付する。また、IPC の改正が行われた場合には、MCD より割り当てられた既発行文献について、改正に伴う再分類を行い、そのデータを MCD に送付する。MCD はこれらのデータを一元的に管理し、各庁は MCD の複製データを保有してサーチ等に活用することができる。

MCD では、再分類データはシンプルファミリー単位で格納され、重複作業防止の観点から、再分類を行う庁を振り分けるルールが規定されている。日本は、処理の都合上、2005 年末までに発行された文献について日本が全ての日本文献について再分類データを送付することとしているが、MCD においては、本来再分類を担当すべきであった庁が送付したデータが有る場合等、日本が送付したデータが全て格納されるのではない。

このように、日本が送付する IPC 再分類データと実際の MCD のデータとは必ずしも一致しない。

なお、MCD は、EPO が保有する DOCDB の一部として運用され、MCD データは EPO から DOCDB 製品として一般に提供される予定である。また、現時点での DOCDB はデータ交換のフォーマットとして WIPO 標準 ST.30 を使用しているが、2006 年中には、WIPO 標準 ST.36 のフォーマットに変更される予定である。

### 【 MCD (Master Classification Database) 】



#### (d) 分類付与ルールの見直し

IPC の利便性を向上させるためには、分類付与のばらつきが少なく安定したものであることが望ましい。そのため、分類付与ルールの簡素化、明確化の検討がなされた。その結果、「ファーストプレイス優先ルール」を導入し、今後、IPC を改正していく分野については、原則として当該ルールを適用することとした。

ファーストプレイス優先ルールでは、発明の技術主題が、最も階層が深くかつ適切な分類（グループ）を選択するまで、各階層レベルでその技術主題の何れかの部分を包含している最初のグループを順次特定することにより分類する。1 件の特許文献に特定の技術主題が幾つか開示されているときは、各技術主題それぞれに適用される。この規則が適用される場所には「注」によってその旨が指示してあり、適用範囲も明確に示してある。

#### (e) 分類項目の標準配列

標準配列とは、その分類表の最上位にある最も複雑な又は特殊な主題事項から、その分類表の最下位に置かれたあまり複雑でない又は特殊でない主題事項へと進む原則に従って並べる配列であり、ファーストプレイス優先ルールが適用される分野で導入されている。また、標準配列を採用していない分野についても標準配列自体は用意されており、WIPO のホームページ上に掲載されている IPC 第 8 版(2006)分類表のインターネット版(<http://www.wipo.int/classifications/ipc/ipc8/>)において、メイングループ単位で標準配列に並び替えて表示する機能が提供されている。

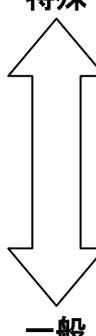
## 【標準配列の例】

例： A47D 子供に特に適合する家具（学校用ベンチまたは机 A47B39/00, A47B41/00）

### 〔現行〕

1/00	子供用いす（いす一般 A47C；子供用車両座席 B60N2/26）
3/00	子供用机
5/00	子供用化粧台（たんす A47B67/00）
7/00	子供用ベッド（ベッド一般 A47C）
9/00	ゆりかご
11/00	他のものに変えられる子供用家具，例．ベッドにすることができる子供用いすまたはベンチ（他のものに変換できる家具一般 A47B85/00）
13/00	他の子供用家具（幼児用の補助的または携帯式トイレシート A47K13/06）
15/00	子供用家具の付属品，例．安全ベルト，哺乳ビンホルダー（医薬供給用ビンのホルダー A61J9/06；安全ベルトまたは人体の支持帯一般 A62B35/00；陸上乗物用安全ベルトまたは人体の支持帯 B60R22/00；航空機用の人体の支持帯 B64D25/06）

### 〔標準配列〕

	11/00	他のものに変えられる子供用家具，例．ベッドにすることができる子供用いすまたはベンチ（他のものに変換できる家具一般 A47B85/00）
	1/00	子供用いす（いす一般 A47C；子供用車両座席 B60N2/26）
	5/00	子供用化粧台（たんす A47B67/00）
	3/00	子供用机
	9/00	ゆりかご
	7/00	子供用ベッド（ベッド一般 A47C）
	13/00	他の子供用家具（幼児用の補助的または携帯式トイレシート A47K13/06）
	15/00	子供用家具の付属品，例．安全ベルト，哺乳ビンホルダー（医薬供給用ビンのホルダー A61J9/06；安全ベルトまたは人体の支持帯一般 A62B35/00；陸上乗物用安全ベルトまたは人体の支持帯 B60R22/00；航空機用の人体の支持帯 B64D25/06）

#### (f) インデキシングコードの扱い

インデキシングコードについて、IPC 第8版(2006)において大幅な改正が行われた。

具体的には、コロンの(:)を使用する従来の表記から、分類項目と同じ斜線(/)を用いる表記に変更された。これにより、分類記号からは分類項目とインデキシング項目が区別できなくなる。インデキシングコードであるか否か、インデキシングコードがどの分類記号と関連しているかについては、各インデキシング系列の前の注、タイトルまたは見出しに示されている。

さらに、分類表では縦線で示されていた、分類用とインデキシング用の両方の目的での使用(併用)が廃止された。

また、関連する分類記号をインデキシングコードとともに括弧内に表記するリンクの概念も廃止される

こととなり、分類表から「リンクしなければならない」「リンクしてはならない」といった表現が削除された。

なお、FIについては庁内システムの関係上、インデキシングコードについては引き続きコロン（:）を使用することになっている。また、リンクや併用の概念については、旧版のIPCを採用しているFIのメイングループでは引き続き存在する。

#### (g) 「注」の範囲の記載方法の変更

IPC 第7版までは、注の対象を範囲で記載する際、該当する最後のグループまでを範囲として記載していた。しかしながら、第8版(2006)以降は、範囲で記載する場合に、範囲の最初のグループと同階層のグループまでが記載されることとなった。しかしながら、指定されたグループの下位のグループは自動的に対象となるため、記載方法の変更により注の対象範囲は変更されない。

例えば、以下の分類の場合、第7版では、「グループ27/02～27/48においては」と記載されていたが、第8版(2006)で、「グループ27/02～27/40においては」と変更されている。しかしながら、注の対象となる範囲は同一である。

#### 注

(1) グループ27/02～27/40においては、相反する指示がない限り、最後の適切な箇所に分類する。[7]

27/02      ・ 無機材料[7]

27/04      ・ ・ 金属または合金[7]

・

・

27/40      ・ 複合材料, 例. 層状のものまたはある物質を同一もしくは異なる物質からなるマトリックスに分散させたもの[7]

27/42      ・ ・ 無機物質のマトリックスを持つもの[7]

27/44      ・ ・ 高分子のマトリックスを持つもの[7]

27/46      ・ ・ ・ リンを含む無機物質の充填剤を含むもの[7]

27/48      ・ ・ ・ 高分子の充填剤を含むもの[7]

27/50      ・ 機能または物理的特性に特徴のある材料[7]

#### (h) 分類定義の作成

IPC の各サブクラス及び各グループに記載されている説明について表現にばらつきが見られるため、現在 WIPO においては、IPC 第8版(2006)分類表のインターネット版

(<http://www.wipo.int/classifications/ipc/ipc8/>)に掲載するための定義、注、参照、サブクラス内の索引等の記載を統一した書式に書き直す作業を進めている。また、この議論の際に、サブクラスの境界が不明瞭なものについては、議論され、明確化が図られることとなる。現在、120 余のプロジェクトが進行中であり、約 20 のプロジェクトでは英語版及びフランス語版の定義 (Definition) について IPC リビジョン作業部会において採択されており、その一部については既に WIPO のホームページの IPC 第8版(2006)分類表における定義情報として掲載されている。今後、採択された定義についても、順次 WIPO のホームページの IPC

第8版(2006)分類表に掲載される予定である。また、定義情報の日本語版については、今後 PMGS にてリリースされる予定である。

(i) 公報表記

日本が採用する IPC アドバンスレベルは、分類改正が必要な分野においては適宜改正がなされる。このため、これまでのように Int.Cl. の右肩に版を表示するのではなく、分類記号毎に改正された年月を用いて表現することとなった。また、発明情報と付加情報の識別は、太字表示か否かで行い、アドバンスレベルとコアレベルの識別は、イタリック（斜体）か否かで行う。したがって、日本の公報の表記方法は、次のようになる。

Int.Cl.

***B28B 5/00*** (2006.01)      アドバンスレベル、かつ発明情報  
***B28B 1/29*** (2007.04)      アドバンスレベル、かつ発明情報  
*H05B 3/18* (2008.07)      アドバンスレベル、かつ付加情報

なお、コアレベルのみを採用する庁が発行する公報は、

Int.Cl. (2006)

**B28B 5/00**                      コアレベル、かつ発明情報  
**B28B 1/00**                      コアレベル、かつ発明情報  
H05B 3/10                      コアレベル、かつ付加情報

のように表記され、アドバンスレベルとコアレベルを併用する庁が発行する公報は、

Int.Cl. (2006)

***B28B 5/00*** (2006.01)      アドバンスレベル、かつ発明情報  
***B28B 1/29*** (2007.04)      アドバンスレベル、かつ発明情報  
H05B 3/10                      コアレベル、かつ付加情報

のように表記される。

2006年1月以降 :

		JP 2007-000000 A 2007.1.1	
(19) 日本国特許庁 (JP)	(12) <b>公開特許公報(A)</b>	(11) 特許出願公開番号 <b>特開2007-000000</b> <b>(P2007-000000A)</b>	
		(43) 公開日 平成19年1月1日 (2007.1.1)	
(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)	
<b><i>G 0 1 B 12/345</i></b> (2006. 01)	G 0 1 B 12/34 1 0 1 B	2 E 1 1 0	
<b><i>G 0 2 C 9/87</i></b> (2006. 01)	G 0 2 C 9/87 Z N A	3 B 0 0 5	
<b><i>G 0 1 B 67/89</i></b> (2006. 04)	G 0 1 B 67/89 Z		
<b><i>G 0 1 B 12/345</i></b> (2006. 07)	G 0 1 B 12/345 U		
<b><i>G 0 1 B 34/56</i></b> (2007. 01)	G 0 1 B 34:56		
審査請求 有 請求項の数 2 O L 外国語出願 公開請求 (全 7 頁) 最終頁に続く			

2005年12月以前：

		JP 2004-000000 A 2004.1.1	
(19) 日本国特許庁 (JP)	(12) 公開特許公報(A)	(11) 特許出願公開番号 特開2004-000000 (P2004-000000A)	
		(43) 公開日 平成16年1月1日 (2004.1.1)	
(51) Int. Cl. <sup>7</sup>	F I	テーマコード (参考)	
G 0 1 B 12/345	G 0 1 B 12/34 1 0 1 B	2 E 1 1 0	
G 0 2 C 9/87	G 0 2 C 9/87 Z N A	3 B 0 0 5	
G 0 1 B 67/89	G 0 1 B 67/89 Z		
//G 0 1 B 12/345	G 0 1 B 12/345 U		
G 0 1 B 34:56	G 0 1 B 34:56		
審査請求 有 請求項の数 2 O L (全 8 頁) 最終頁に続く			

なお、PMGSにおけるIPC照会に表示するIPCについても、改正された年月（例：2006.01）を併記して表現することとした。

#### (j) IPCのグループ構成の変更

IPC第8版(2006)の分類構成について、アドバンスレベルにおいて将来的に細展開が詳細に行われることを考慮し、メイングループ及びサブグループ内の分類記号のデータフォーマットが従来の3桁/5桁から、4桁/6桁になった。すなわち、IPC第7版以前では、例えばA 0 1 B 0 0 0 / 0 0 0 0 0 と斜線（/）の前後が3桁/5桁であったが、IPC第8版(2006)以降は当該部分が4桁/6桁に拡張された。しかしながら当面の間は、拡張された斜線（/）の前の4桁目又は斜線（/）の後の6桁目を使用する分類項目を新設する予定はないため、FIについては、当面3桁/5桁を維持することとしている。

#### (k) IPC第8版(2006)の分類情報

IPC第8版(2006)の分類情報の取り扱いについて、これまで使用していたWIPO標準のST.8の規格が変更され、50桁からなる指示子で管理されることとなった。このST.8を使用して、MCDとのデータ交換が行われる。

以下の表は、50の連続したポジションのそれぞれに導入される値を示す。

#### 【 IPC記録形式に関するWIPO標準 】

ポジション	内容	値
1	セクション	A,...,H
2,3	クラス	01,...,99
4	サブクラス	A,...,Z
5 to 8	メイングループ (右揃え)	1,...,9999, 空白
9	スラッシュ	/("Slash")
10 to 15	サブグループ(左揃え)	00,...,999999, 空白
16 to 19	未使用	4 空白
20 to 27	バージョン識別子	YYYYMMDD (年月日) データ形式
28	分類のレベル	C,A,S
29	第1分類かそれ以外か	F,L
30	発明情報か付加情報か	I,N

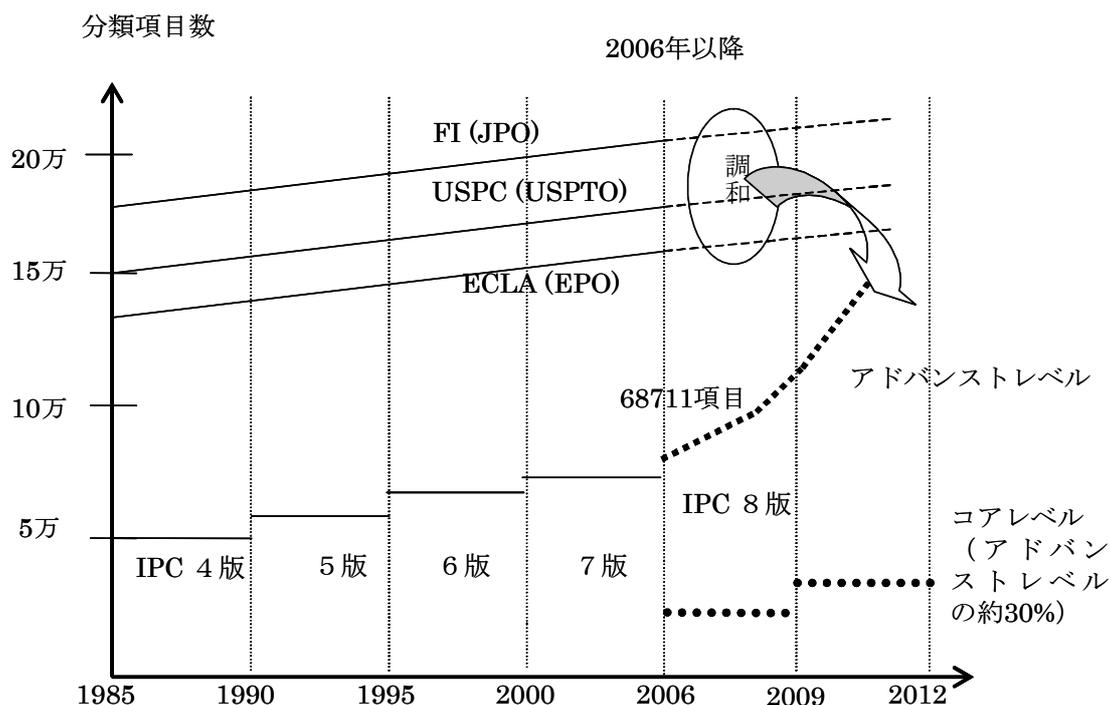
31 to 38	データの発効日	YYYYMMDD (年月日) データ形式
39	オリジナルデータか再分類データか	B,R,V,D
40	分類データの起源	H,M,G
41-42	分類の付与庁	AA,...,ZZ (ST.3)
43-50	未使用	8 空白

### 3) 三極分類調和の動き

IPCの細展開を議論するIPCアドバンスレベルの改正は特別小委員会が行うが、実質的には日米欧の三極特許庁が作業の中心となる。三極は将来IPCアドバンスレベルとして採用することを念頭に、2000年11月に三極分類調和プロジェクトを開始することで合意し作業を進めてきている。現在、日本国特許庁においてはIPCを細展開したFIを、欧州特許庁では、IPCを細展開したECLA<sup>1</sup>を、また米国特許商標庁では、独自の米国特許分類(USPC<sup>2</sup>)をそれぞれ使用しているが、技術分野毎に三極で議論を行い、合意した一つの調和分類を採用し、さらにはこれをIPC化し、1つのIPCで各国の文献を効率よくサーチできるようにしようとするプロジェクトが進められている。

2006年1月現在45の分野(リチウムイオン電池、放送分配方式等)において作業が進められており、このうち幾つかの分野においては、特別小委員会においてIPCアドバンスレベル分類化される準備が進められている。

#### 【 分類調和のイメージ 】

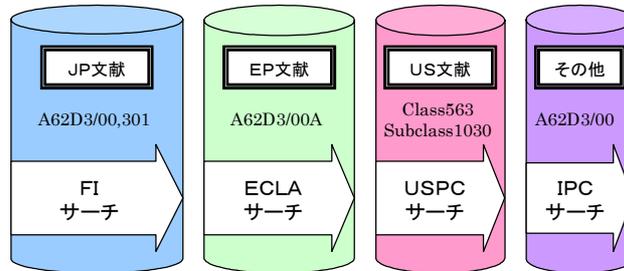


<sup>1</sup> 欧州特許分類。欧州特許庁(EPO)が内部で用いる分類で、IPCをベースにさらに細展開して約6万分類項目を付加した計約13万分類項目からなる。EPOへの特許出願以外に、欧州各国の特許にも多く付与されている。新分類は既発行公報に遡って付与されている。

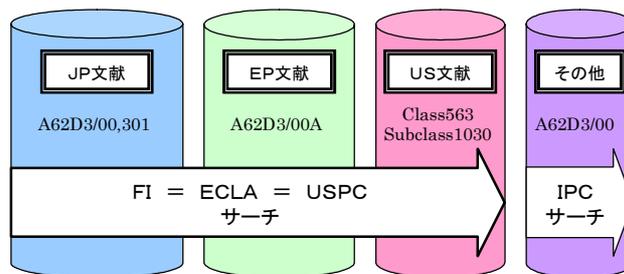
<sup>2</sup> 米国特許分類。米国特許商標庁が策定したIPCに基づかない独自の分類。約17万分類項目。新分類は既発行公報に遡って付与されている。

## 【三極分類調和、IPC改正による効果】

### 【現状】



### 【三極分類調和】



### 【IPCアドバンストレベル】

